

岩成台中学校同窓会規約

- 第1条 本会の名称は、春日井市立岩成台中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局を岩成台中学校内に置く。
- 第3条 本会は母校との連携を保ち、母校の発展および会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項に関する事業および活動をする。
- 1 岩成台中学校の活動内容を高めるために後援する。
 - 2 会員相互の交際をあたため研鑽に努力する。
- 第5条 本会は次のものを持って組織する。
- 1 正会員 岩成台中学校の卒業生
 - 2 特別会員 母校の旧職員及び現職員
- 第6条 本会は第3条の目的を遂行するために次の機関をおく。
- 1 役員会は、会長1名、副会長1名、書記2名、会計2名、監査2名、事務局若干名をもって組織する。
 - 2 委員会は年次代表（各学級2名）をもって組織する。
 - 3 総会は正会員全員をもって組織する。
- 第7条 本会の役員は、役員会で選出する。その任期は原則10年とするが、改選されるまで留任とする。また、再選を妨げない。
- 第8条 本会の役員の職務は、次のとおりとする。
- 1 会長は、この会を代表し会務の一切の統轄しその責任を負う。
 - 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその任を代行する。
 - 3 書記は、諸記録の任にあたる。
 - 4 会計は、会計事務を処理する。
 - 5 監査は、会計を監査する。
 - 6 事務局は、事務全般を処理する。
- 第9条 本会の会合を次のように開く。
- 1 役員会は、10年に1回定例役員会を開き、本会の決議機関とする。また、決議を必要とするときは、臨時に役員会を開くこととする。その他必要に応じて会長がこれを招集し、企画運営にあたる。
 - 2 委員会、総会は必要に応じて開く。

第10条 歴代の岩成台中学校長を本会の名誉会長とする。

第11条 本会の正会員は、入会するとき終身会費として300円納付する。

令和7年度以降の卒業生から終身会費300円は徴収しない。

第12条 本会の運営経費は、会費と寄付金をもってあてる。

- 1 運営経費に関しては、防災に関わるもの、岩成台中学校の活動が高まるもの等にあてる。
- 2 令和6年度末の時点での残高は、607,302円であり、数年間かけて上記費用として使用する。
- 3 財産がすべてなくなった時点で部活動に対する補助を終了し、金融機関の口座（大垣共立銀行）は解約する。また、金融機関届出印は廃印する。

第13条 会の会則およびその他必要事項は、役員会において決する。

附則1 この会則は、令和7年9月1日をもって発効する。

附則2 学校規模適正化により母校が合併し新しい中学校となることが決定した際は、本会、事務局に関することに対して、役員会において協議を行う。

附則3 附則2において、第6条から第8条の地位のある者に関して、役員会で協議を行う。